

## 第 515 回愛知地方最低賃金審議会 議事録

日 時 令和 6 年 7 月 26 日(金) 午前 10 時 00 分～午前 11 時 00 分

場 所 KKR ホテル名古屋 福寿の間

出席者

(公益代表委員) 中山会長、鈴木会長代理、小野木委員、長谷川委員、水野委員

(労働者代表委員) 安藤委員、上野委員、寺田委員、松下委員、松村委員

(使用者代表委員) 梶原委員、古閑委員、竹内委員、堀江委員、安田委員

(事務局) 小林労働局長、高橋労働基準部長、平井賃金課長、鈴木主任賃金指導官、  
名倉課長補佐、佐藤賃金指導官、佐藤賃金指導官、佐藤監督官、丹下賃金  
調査員、吉田賃金調査員

議 題 (1) 令和 6 年度地域別最低賃金の目安(答申)の伝達について

(2) 愛知県最低賃金改正決定に関する意見について

(3) その他

議 事

○佐藤賃金指導官

それでは委員がそろいましたので頭撮りとして撮影のほうはしていただいて構いませんのでご案内するまではご自由に撮っていただければと思います。

( 報道機関 撮影 )

○佐藤賃金指導官

そろそろよろしいでしょうか。それでは頭撮りの撮影を終了していただきたいと思ひます。

それでは審議会開催にあたり小林労働局長から挨拶をさせていただきます。

撮影される報道機関の方は今職員が立っているところまで御移動していただいけませんでしょうか。

( 報道機関 撮影 )

○佐藤賃金指導官

それでは冒頭、小林労働局長から挨拶をさせていただきます。

○小林労働局長

皆様おはようございます。7月5日付けで愛知労働局長を拝命しました小林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、当審議会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、委員の皆様方には、日頃より労働行政の推進に大変お世話になっておりまして、重ねて御礼申し上げます。本当にありがとうございます。

まず初めに簡単に自己紹介をさせていただきたいと思いますが、私こちらに来る前の前職でございますけれども、厚生労働省の本省の労働基準局の安全衛生部長をしておりました。その前の前は、労働基準局の審議官をしておりましたので賃金関係を担当していたこともございました。

それから、課長時代の話でございますけれども、2014年に雇用均等児童家庭局というところで女性活躍推進法の制定の担当課長をしておりました。自治体への出向経験もございまして、市役所と県庁に2回出向しております。簡単でございますけれども経歴を御紹介させていただきました。

さて、本年度の中央最低賃金審議会の目安の答申でございますけれども、7月25日に厚生労働大臣あてに行われました今回の引上げ額の目安でございますけれども、50円となっております。目安の答申内容につきましては、この後担当者から説明いたしますけれども、委員の皆様方におかれましては最低賃金の適切な改定に向けて御審議を賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

#### ○佐藤賃金指導官

では、報道機関の方の撮影はここまでとさせていただきます。報道の方はお戻りいただきますようお願いいたします。

(撮影終了を確認)

それでは、第515回愛知地方最低賃金審議会を開催いたします。

各委員の皆様におかれましては御多忙の中、御出席いただき誠にありがとうございます。

委員の出欠状況でございますが、公益代表委員は、5名全員が御出席、労働者代表委員も同じく5名全員が御出席、使用者代表委員は、竹内弘一委員が欠席され、4名の御出席となっております。

皆様のお手元に配置図をお配りしていますが、松村委員のお名前を付け加えていただきたいと思います。

本日は14名の委員が御出席ですので、委員総数の3分の2以上となり、最低賃金法施行令第5条第2項に定める定足数を満たしておりますことを併せて御報告いたします。

なお、本日の審議会は公開となっておりますので、傍聴の方がいらっしゃることを併せて御報告させていただきます。

本日の配付資料ですが、会議次第とともに資料No.1から資料No.8までをお配

りしております。なお、資料 No.3 につきましては、中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣宛の「令和 6 年度地域別最低賃金額改定の目安について」の答申文となっております。御確認ください。

この他に、7月4日に愛知県最低賃金改正決定に係る意見聴取に関する公示を行った結果、47件の意見書の提出があり、写しを資料として添付しております。

また、「生活改善、地域経済の好循環のために愛知県最低賃金を 1,500 円とし、中小企業支援を求める要請」と題した団体署名 9,210 筆及び「最低賃金を時給 1,500 円に！」オンライン署名 3,424 人、合わせて 12,634 筆分の署名が提出されていますので、会場中央の机の上に置かせていただいております。なお、参考に別途資料②、③として署名の表紙を配付しております。

内容については後ほど事務局より説明させていただきます。

それでは、これ以後の進行につきましては、中山会長にお願いいたします。

#### ○中山会長

皆さんおはようございます。それでは、議事に入らせていただきます。

議題(1)令和 6 年度地域別最低賃金の目安(答申)の伝達について、事務局より目安の伝達の内容及び本日の資料について説明をお願いいたします。

#### ○平井賃金課長

事務局から説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

資料 No1 から資料 No8 について説明をさせていただきます。

ページ数とともにインデックスを付けております。まず資料 No.1 は、審議会委員名簿、資料 No.2 は、労働局の関係職員名簿です。

3 ページからの資料 No3「令和 6 年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」について、令和 6 年 7 月 25 日付け中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣あて目安の答申がございました。

この答申の 1 ページについてですが、

記 1 には、目安金額に関し委員の意見の一致をみるに至らなかった、

記 2 には、地方最低賃金審議会の審議に資するため、別紙資料 No3(1)の目安に関する公益委員見解と、別紙資料 No3(2)の目安に関する小委員会報告、これを地方最低賃金審議会に提示すると、

記 3 には、地方最低賃金審議会の結果を重大な関心をもって見守り、公益委員見解が十分参酌され、自主性の発揮を強く期待すると、

記 4 には、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備が必要であり、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げ原資の確保につなげる取

組を継続的に実施するよう政府に要望すると、

記5には、可能な限り多くの企業が業務改善助成金をはじめとした各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるよう政府の掲げる生産性向上等への支援これの一層の強化を求めると、

記6には、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に関する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望すると。

4ページの記7には、価格転嫁対策については、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」これを実現するため、独占禁止法、下請法の執行強化などを行うとともに「価格転嫁指針」の周知徹底を要望すると。

記8には、「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望するとあります。

5ページですが、資料 No3 (1)「公益委員見解」の項目1に目安額の表がございます。愛知県を含むAランクの引上げ額の目安は、B、Cと同様ですが「50円」となっています。

続きまして資料 No3 (1)の項目2(1)です。今年度のこの公益委員見解を取りまとめるにあたって、総合的に審議をした事項が、項目2(1)のカタカナの「ア」から「カ」までとなっております。5ページからの「ア 労働者の生計費」、6ページからの「イ 賃金」、7ページからの「ウ 通常の賃金の支払能力」については、13ページ以降の「別添 参考資料」にある各種統計・データに基づいた主に本年度の経済雇用情勢等の認識に係る内容でございます。

8ページからの「エ 各ランクの引上げ額の目安」においては、「ア」～「ウ」の経済雇用情勢等を踏まえた今年度の引上げ額の目安の考え方が示されております。

特に、8ページの下から11行目になりますが、「①労働者の生計費については、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）は、昨年10月から今年6月までで平均3.2%となるなど、昨年に引き続き高い水準となっていること。また、生活必需品を含む「頻繁に購入」する支出項目に係る消費者物価も、昨年10月から今年6月までで平均5.4%の高い水準であることを考慮し、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の安定を図る趣旨からも、この水準を勘案することが、今年度は適当と考えられる。」とされ、

続いて下から4行目に「また、②賃金について、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果に関して、全体で5%台と昨年を上回る33年ぶりの高水準となっている」などとされ、

9ページの3行目に「③通常の賃金支払い能力については、売上高経常利益や従業員一人当たり付加価値額が高い水準で推移するなど、景気や企業の利益において改善の傾向にある」などとされ、

9ページの上から12行目から「これらを総合的に勘案し、特に今年度は、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視した。」とされ、17行目に「今年度の各ランクの引

上げ額の目安を検討するに当たっては5.0%（50円）を基準として検討することが適当と考えられる。」と示されています。

続いて、20行目に「各ランクの目安額については、・・・地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。」とされ、賃金改定状況調査結果などのA・B・C各ランクのデータを考慮しますと、「賃金上昇率、物価上昇率などAランクよりCランクが高くなっている、そういった状況があるものの、各ランクの引上げ額が同額であった場合でも、地域別最低賃額が相対的に低い地域の引上げ率がより高くなることなどに留意が必要である。」とされまして、下から5行目に「Aランク50円、Bランク50円、Cランク50円とすることが適当であると考えられる。」と示されています。

10ページですが「オ 政府に対する要望」には、先程の答申にもありましたが、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げ原資の確保につながる取組を継続的に実施するよう政府に強く要望する旨が記載されています。

11ページ最後ですが「カ 地方最低賃金審議会への期待等」において、目安は地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない前提の下、4行目からですが「・・・、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを強く期待する。その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準が必要であることや、賃金上昇率が増加傾向にあることなどを特に考慮して検討されたものであることにも配慮いただきたいと考える。」と締めくくられています。

また、公益委員見解としては、更に(2)として生活保護水準と最低賃金の比較について、(3)として最低賃金引上げの影響等についても盛り込まれているところでございます。

28ページでございますが、別紙資料 No3(2)「目安に関する小委員会報告」については、概略のみ説明しますと、項目2の労働者側見解として、労働者の生活状況を勘案すれば、本年度は「誰もが時給1,000円」への到達に向けて、これまで以上に前進する目安が必要であるなどの主張がなされ、公益委員見解については不満の意が表明されています。

また、29ページの使用者側見解として、賃上げに取り組めない、労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できない企業が相当数存在することも十分に考慮すべきであり、「通常の事業の賃金支払能力」を超えた過度の引上げ負担を担わせない配慮が必要であるなどの主張がなされ、公益委員見解について不満の意が表明されています。これら意見を踏まえつつ、結果、先程説明しました3ページ目の答申内容となっているところでございます。

続きまして40ページからの資料 No.4をご覧ください。資料 No.4は、「令和6年最低賃金に関する基礎調査結果に基づく総括表」です。対象地域は愛知県全域で、対象事業所は100人未満の製造業や30人未満の卸小売業、飲食サービス業、医

療・福祉などの中小企業であり、令和6年6月1日において事業所に雇用される労働者の、6月における給与の時間当たりの所定内賃金額が調査内容です。

調査票の回答にあたっては、支給実績ではなく、6月において労働者の方が欠勤・遅刻・早退等をする事なく働き、皆勤した場合に支払われるべき基本給、諸手当を算出し記入していただいております。

資料 No4(1)、左上に「総括表(1)」と記載のものは、対象とする全産業についての集計でございます。「規模別、地域別、年齢別表」となっております。一番左の列が調査結果における労働者の時間当たりの所定内賃金額を階級別に示した欄となります。

その右の欄における数値は当該金額以下の労働者数を累計で示しています。労働者数の下のカッコ書きされた数値は、労働者数全体に占める割合をパーセント表示したものです。例えば、全産業における合計数、左から2列目ですが、上から2番目の1,026円以下の労働者数が9,797人となっております。

1,026円の下に赤い線を引いておりますが、この線より上が、現行の愛知県最低賃金時間額1,027円未満の人数となります。1,026円までの累計人数9,797人が現在の愛知県最低賃金1,027円未満の労働者数となります。

本年7月18日現在ですと、労働者数全体の合計が111万9,244人ですので、この合計人数に対する愛知県最低賃金未満の人数割合は、黄色のカッコ内に記載のとおり0.9パーセントとなります。これが現在の愛知県最低賃金を下回る労働者の割合すなわち「未満率」です。

また、愛知県最低賃金が1,027円から引上げられた場合、引上げられた当該金額の1段上の数値が改正後の最低賃金額を下回る労働者数と割合となり、こちらが「影響率」となります。

46ページからの資料 No4(2)、左上に「総括表(2)」と記載のものは、全産業についての集計で、「性別年齢別表」となっております。

50ページの資料 No5 でございます。平成26年度から昨年度(令和5年度)までの基礎調査の結果からの、愛知県最低賃金額の推移に伴う未満率や影響率を表や折れ線グラフに示しております。

表の中で、各年度の愛知県最低賃金額の下に記載された「第1・20分位数」これは下から5%の層の金額、「第1・10分位数」は下から10%の層の金額、「第1・四分(しぶん)位(い)数」は下から25%の層の金額になります。その下に「未満率」「影響率」の推移が記載されています。

51ページ目の資料 No6 これは、平成26年度から昨年度(令和5年度)までの愛知県最低賃金引上げ状況の推移です。左端の「区分」の列を御覧いただきますとおり、赤色の網掛けのところに愛知県最低賃金の時間額、引上げ額、目安額等の推移を示しており、その下に、特定最低賃金9業種の引き上げ金額等の推移

を示しています。

52 ページの資料 No7(「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」) は、令和 6 年 6 月 21 日に閣議決定された資料の抜粋でございます。

57、58 ページの「(1) 最低賃金の引上げ」に関する記載部分を赤枠で囲っております。

また、63 ページの資料 No8 (「経済財政運営と改革の基本方針 (いわゆる骨太) 2024」) も、同日閣議決定された資料の抜粋で、65 ページの「(1) 賃上げの促進」に関する記載部分を赤枠で囲っております。

資料説明は以上でございます。

#### ○中山会長

ありがとうございます。資料についての説明がございましたけれども、質問等があればお願いいたします。よろしいでしょうか。

愛知地方最低賃金審議会におきましては、当該目安に係る答申を重要な参考資料としまして、愛知県の経済情勢や賃金動向等を踏まえまして、また、現下の最低賃金を取り巻く状況とか、最低賃金法の趣旨等も踏まえまして審議していきたいと考えております。

改正審議につきましましては、愛知県最低賃金専門部会の方で行われることになっておりますが、適切な審議が行われますよう、専門部会の委員となっておられる担当の委員の方々の御理解と御協力をお願いしたいと思います。

次に議題(2)愛知県最低賃金改正決定に関する意見について、事務局より説明をお願いいたします。

#### ○平井賃金課長

事務局より御説明をいたします。

提出のありました 47 件の意見書等について順番にピックアップして概略をお伝えいたします。別途資料①として配付をしております「団体からの意見書等」との表題の目次が 1 枚目となっている資料をご覧ください。

めくっていただき 1 ページをご覧ください。右上に記載の番号①名古屋ふれあいユニオンより、2024 年度愛知県最低賃金を 1,500 円に改定するよう求める「意見書」が提出されております。

「現在の最低賃金 1,027 円と生活に必要な諸経費を算出して、最低賃金 1,500 円への引き上げを求める意見」等が記載されています。

3 ページをご覧ください。右上番号②愛知県教職員労働組合協議会より、「2024 年愛知県の最低賃金を 1,500 円に改正を求める意見書」が提出されております。

「労働者の生活実態を踏まえた審議を審議会、専門部会で求める意見」等が記載されています。

4 ページです。右上番号③愛知地区教職員労働組合より、「2024 年愛知県の最低賃金を 1,700 円に改正を求める意見書」が提出されております。

「愛知の最低生計費試算調査では時給 1,500 円を超え、直近の物価上昇率で再計算すると 1,700 円前後となることから、審議会、専門部会で労働者の生活実態を踏まえた審議を行い、愛知県の最低賃金を 1,700 円に改正することを求める意見」等が記載されています。

5 ページです。番号④愛知県社会保障推進協議会より、「2024 年愛知県の最低賃金を 1,500 円に引き上げを求める意見書」が提出されております。

「消費物価指数を踏まえ、県民の暮らしを守る観点で審議を進めていく意見」等が記載されています。

6 ページです。番号⑤生活保護基準引き下げ反対愛知連絡会より、「最低賃金の大幅引き上げを求める意見書」が提出されております。

「働くために必要な費用や「質的向上」のための社会的文化教育費用などを考慮し、物価高で実質賃金が大きくマイナスしていることも考慮し最低賃金の大幅引き上げを求める意見」等が記載されています。

7 ページです。番号⑥愛知県労働組合総連合（愛労連）労働相談センターより、「愛知県の最低賃金を 1,500 円に引き上げを求める意見書」が提出されております。

「個別協議を含め専門部会の公開を求める意見」等が記載されています。

8 ページです。番号⑦愛労連ローカルユニオンより、「愛知県の最低賃金の改正決定に関する意見書」が提出されております。

「生活改善を図るためには 1,500 円以上の引き上げが必要である意見」等が記載されています。

9 ページです。番号⑧全日本年金者組合愛知県本部より、「最低賃金を大幅に引き上げを求める意見書」が提出されております。

「最低生計費・物価指数・生活必需品の値上げを考慮し、非正規労働者にも賃上げされるよう愛知県最低賃金を 1,500 円以上に引き上げを求める意見」等が記載されています。

11 ページです。番号⑨東三河労働組合総連合より「愛知県民を物価高騰から守るために、愛知県最低賃金を 1,500 円以上に引き上げを求める意見書」が提出されております。

「全国一律最賃制度を実現することを求める意見」等が記載されています。

12 ページです。番号⑩愛知県国家公務関連労働組合共闘会議より、「最低賃金を 1,500 円に引上げを求める意見書」が提出されております。



最低賃金引き上げを円滑に進めるため、社会保険料の事業主負担分を免除・軽減するなど中小企業に対する特別な財政措置を行うことを政府に求めるように要望する意見」等が記載されています。

14 ページです。番号⑪愛知県国家公務一般労働組合より、「最低賃金を 1,500 円に引上げることを求める意見書」が提出されております。

「6 月発表の名古屋市消費者物価指数は、108.9 となり、前年同月比で 2.7% アップとなり、食料品値上げは、今年 1 月から 1 万 8 6 品目で 3 年連続 1 万品目越え、7 月の値上げは 4 1 1 品目。円安が長期化すれば、今秋にかけて大規模な値上げラッシュが発生する。」等が記載されています。

16 ページです。番号⑫国土交通労働組合東海建設支部愛知県協議会より、「最低賃金を 1,500 円に引き上げることを求める意見書」が提出されております。

「人材確保の点からも地域最賃の大幅な引き上げを求める意見」等が記載されています。

18 ページです。番号⑬日本自治体労働組合総連合愛知県本部より、「2024 年愛知県の最低賃金の改正決定に関する意見書」が提出されております。

「最低生計費資産調査では、若者が自立して生活するには全国どこでも 1,500 円から 1700 円必要との結果が出ています。今すぐ 1,500 円、めざせ 1,700 円を要求する意見」等が記載されています。

20 ページです。番号⑭全労連・全国一般労働組合愛知地方本部名古屋地域支部より「歴史的な物価高騰を上回る愛知地域最低賃金の大幅の引上げ、時給 1,500 円以上への改定を中小企業支援策を先行させて行うこと等を求める意見書」が提出されております。

「1,500 円に満たない働き方をしている低賃金労働者の極めて厳しい生活実態を反映した最低賃金の大幅引き上げと全国一律の実現を求める意見」等が記載されています。

27 ページです。番号⑮自交一般あいちより、「現下の高物価を上回る、愛知地域最低賃金の時給 1,500 円以上への大幅な引上げ、改定を行うこと等を求める意見書」が提出されております。

「異議申し立て審を含め、最低賃金の影響の大きい労働現場の時間給で働く労働者の意見陳述を求める意見」等が記載されています。

34 ページです。番号⑯第 101 回栄総行動実行委員会より、「現下の高物価を上回る、愛知地域最低賃金の大幅な引上げ、1,500 円以上への改定を中小企業支援策を先行させて行うこと等を求める意見書」が提出されております。

「傍聴制限なしで、専門部会の二者協議、個別協議も含めて審議会を全面的に公開し、議事要旨・議事録を速やかに公開することを求める意見」等が記載されています。

41 ページです。番号⑰全労連・名古屋中地域労働組合センターより、「現下の高物価を上回る、愛知地域最低賃金の大幅な引上げ、時給 1,500 円以上への改定を中小企業支援策を先行させて行うこと等を求める意見書」が提出されております。

「1,500 円に満たない働き方をしている低賃金労働者の極めて厳しい生活実態を反映した最低賃金の大幅引き上げと全国一律の実現を求める意見」等が記載されています。

48 ページです。番号⑱生協労連コープあいち労働組合より、「愛知県の最低賃金を 1,500 円に引き上げをを求める意見書」が提出されております。

「審議の公開、活発な審議を行う場面を見せること、最低賃金水準で働く労働者の生の声聞く機会を最低賃金審議会で求める意見」等が記載されています。

49 ページです。番号⑲千種名東地域労働組合総連合より、「愛知の最低賃金を 1,500 円以上に引き上げをを求める意見書」が提出されております。

「賃上げを物価上昇が上回り、実質賃金は低下している実態である。1,027 円ではまともな生活ができないとの意見」等が記載されています。

50 ページです。番号⑳全日本建設交運一般労働組合愛知県本部より、「2024 年愛知県の最低賃金を 1,500 円に引き上げをを求める意見書」が提出されております。

「時間給が 1,500 円になっても年間収入は 200 万円程度で十分ではない。今年のうちに最低賃金を 1,500 円以上に引き上げをを求める意見」等が記載されています。

52 ページです。番号㉑全労連・全国一般労働組合愛知地方本部より「2024 年愛知県の最低賃金の改正決定に関する意見書」が提出されております。

「中小企業・業者に向けて利用しやすく力強い財政支援の拡充を求める意見」等が記載されています。

53 ページです。番号㉒尾張中部地区労働組合総連合より「愛知県の最低賃金を大幅に引き上げをを求める意見書」が提出されております。

「生活費の高騰は際限なく、最低賃金を大幅に引き上げることが、市民生活を支える重要な施策であるとの意見」等が記載されています。

54 ページです。番号㉓愛知県高等学校教職員労働組合春日井西分会より、「すべての労働者のために 2024 年最低賃金の大幅な引き上げをを求める意見書」が提出されております。

「審議会での議論に、非正規労働者を含めた広汎な県民の意見を丁寧に聞き取り、審議過程をすべて公開し、開かれた審議会にすることという意見」等が記載されています。

55 ページです。番号㉔障害者労働組合より、「現下の高物価を上回る、愛知地

域最低賃金の 1,500 円以上への大幅な引上げ、改定を行うこと等を求める意見書」が提出されております。

「1,500 円に満たない働き方をしている低賃金労働者の極めて厳しい生活実態を反映した最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制度の実現を求める意見」等が記載されています。

62 ページをご覧ください。㉔回転寿司ユニオンより、「現下の高物価を上回る、愛知地域最低賃金の 1,500 円以上への大幅な引上げ、改定を行うこと等を求める意見書」が提出されております。

「異議申し立て審を含め、最低賃金の影響の大きい労働環境の時間給で働く労働者の意見陳述を求める意見」等が記載されています。

69 ページです。番号㉕フリーランスユニオンより、「愛知地域最低賃金の 1,500 円以上への大幅な引上げ、改定を行うこと等を求める意見書」が提出されております。

「中賃は、地方最低賃金審議会に対して、最大限の自主性発揮を求めているが、愛知は過去 6 年間『中賃の目安通り』の上乗せなしの引き上げ額であり、愛知の物価上昇を大幅に上回る最低賃金の引き上げ決定を求める意見」等が記載されています。

76 ページです。番号㉖愛知県医療介護福祉労働組合連合会より「ケア労働者の処遇改善に欠かせない最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書」が提出されております。

「やりがいのある医療・介護・福祉の仕事が続けられるよう、低賃金を理由に職場を去ることのないようにするため、早期に 1,500 円以上の答申を行うことを強く求める意見」等が記載されています。

78 ページです。番号㉗全トヨタ労働組合より「最低賃金を 1,500 円に引き上げることを求める意見書」が提出されております。

「諸物価高騰に苦しむ労働者の現状をしっかりと見据えての審議や意見陳述を求める意見」等が記載されています。

80 ページです。番号㉘郵政産業労働者ユニオン名古屋貯金支部より「愛知県最低賃金の改定決定に係る意見書」が提出されております。

「地域別最低賃金の地域間格差を縮小するための改正を求める意見」等が記載されています。

81 ページです。番号㉙愛知民主医療機関連合会労働組合より「最低賃金額を全国一律 1,500 円以上に引き上げを求める意見書」が提出されております。

「全国一律最低賃金 1,500 円以上の実現で、ケア労働者の離職を防止し、安心して生活できる賃金にすることを求める意見」等が記載されています。

83 ページです。番号㉚郵政産業労働者ユニオン名古屋北支部より「愛知県最低

賃金を 1,500 円へと改定することを求める意見書」が提出されております。

「非正規社員も、正社員も最低賃金の引上げが賃上げに直結する非常に重要な要素であるという意見」等が記載されています。

84 ページです。番号㉔郵政産業労働者ユニオン愛知県協議会より「2024 年 10 月愛知県最低賃金の改定にかかる郵政労働者からの意見書」が提出されております。

「愛知県最低賃金は、時給 1,500 円を目指し、大幅に引き上げを求める意見」等が記載されています。

85 ページです。番号㉕愛知地域労働組合きずなより、「最低賃金を 1,500 円に引き上げを求める意見書」が提出されております。

「モノづくり愛知で、最低賃金の大幅引き上げを期待する意見」等が記載されています。

86 ページです。番号㉖生協労連愛知県協議会より、「愛知県の最低賃金を 1,500 円以上に改正することを求める意見書」が提出されております。

「愛知県の最低賃金をまともな暮らしができる水準・1,500 円以上に引き上げを求める意見」等が記載されています。

88 ページです。番号㉗全国福祉保育労働組合東海地方本部より、「福祉・保育で働く職員の賃金の引き上げに大きく関わる最低賃金を 1,500 円に引き上げを求める意見書」が提出されております。

「正確な実態把握のためにも、現場の労働者の意見陳述の場は必要であるとの意見」等が記載されています。

89 ページです。番号㉘革新県政の会より、「最低賃金を早期に 1,500 円に引き上げを求める意見書」が提出されております。

「物価高騰が続く中、勤め先や働き方に関係なく、安心して健康に暮らしていける水準を早期に実現するよう、公労使が真摯に向き合うことを求める意見」等が記載されています。

90 ページです。番号㉙北医療生活協同組合労働組合より「最低賃金 1,500 円以上を答申いただくことと貴審議会の県民にオープンな運営を求める意見書」が提出されております。

「現実的に県民生活の改善・向上に寄与する最低賃金の改正をして、1,500 円以上の答申を求める意見」等が記載されています。

92 ページです。番号㉚愛知県労働組合総連合(愛労連)より、「最低賃金を 1,500 円に引き上げを求める意見書」が提出されております。

「実質賃金マイナス 26 か月。物価高に対し、賃金の上昇が追い付いていない。労働者・学生に寄り添い、県民が見える形で活発な審議と意見陳述を求める意見」等が記載されています。

94 ページです。番号㉟愛知県労働組合総連合女性協議会より、「最低賃金 1,500 円以上の大幅引き上げで貧困をなくし持続可能な社会・ジェンダー平等の実現を」と題した意見書が提出されております。

「女性の貧困・自殺率の改善のためにも、最低賃金を 1,500 円以上の大幅な引き上げを行うことを求める意見」等が記載されています。

96 ページです。番号㊱愛労連パート臨時労組連絡会より、「2024 年 最低賃金を 1,500 円以上に引き上げを求める意見書」が提出されております。

「審議会、専門部会で労働者の生活実態を踏まえた審議を求める意見」等が記載されています。

97 ページです。番号㊲全労連・名古屋中地域労働組合センター所属東海圏非常勤講師組合より、「異常な高物価をしのぐ愛知地域最低賃金の大幅な引き上げ、時給 1,500 円以上への改定を中小企業支援策を先行させて行うこと等を求める意見書」が提出されております。

「中央最低賃金審議会の『目安』を大幅に上回る改定を行うことを求める意見」等が記載されています。

99 ページです。番号㊳愛労連非正規公務員 1 万人組織化プロジェクトより、「非正規公務員の処遇改善に欠くことのできない最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書」が提出されております。

「早期に最低賃金を時給 1,500 円に引き上げ、全国一律最低賃金制度を実現することを求める意見」等が記載されています。

100 ページです。番号㊴愛労連・ケア労働者対策会議より、「ケア労働者にも影響を及ぼす最低賃金を 1,500 円以上に引き上げを求める意見書」が提出されております。

「人材確保に苦慮しているケア労働者の賃金引き上げはまったなしです。最低賃金 1,500 円以上の引き上げを強く要請するという意見」等が記載されています。

101 ページです。番号㊵国鉄労働組合名古屋地方本部より、「最低賃金を 1,500 円へ引き上げるとともに国に中小企業支援を求める要請書」が提出されております。

「最低賃金の引き上げを円滑に進めるため、社会保険料の事業主負担分を免除・軽減するなど中小企業に対する特別な財政措置を行うことを政府に求めること」と等が記載されています。

102 ページです。番号㊶全日本国立医療労働組合愛知地区協議会より、「2024 年愛知県最低賃金を 1,500 円以上に引き上げを求める意見書」が提出されております。

「審議会は公開し、寄せられた「意見」は全て審議の対象として議論するよう

求める意見等が記載されています。

103 ページです。番号④西三河地域労働組合総連合より、「愛知県の最低賃金をただちに 1,500 円に引き上げることを求める意見書」が提出されております。

「非正規労働者やエッセンシャルワーカーの分野の労働者の意見陳述の場をぜひ設けてほしいという意見」等が記載されています。

105 ページです。番号⑦尾張教職員労働組合より、「最低賃金を 1,500 円に引き上げることを求める意見書」が提出されております。

「愛知県最低賃金を 1,500 円以上に引き上げること。正規だけでなく、非正規労働者にも賃上げを求める意見」等が記載されています。

以上、47 件の意見書等の提出を受けております。最低賃金の引上げを求める意見などの他、特に審議会における意見陳述の機会を求める旨の意見が申し出されております。意見聴取の必要性等についてご審議願えればと存じます。事務局からは以上でございます。

○中山会長

はい、ありがとうございました。ただ今事務局から提出されました意見書の説明がございましたけれども、今の意見書につきまして何か御質問等があればお願いいたします。

○堀江委員

まず私の不勉強をお詫び申し上げたいと思うのですが、今 47 件のこの組合にそれぞれ後ろに組合員というか構成員がいると思うのですが、その個々は別にいいですが、総数というのはどこか見ればわかるところがあれば御教示願いたいと思います。

というのが 1 件と、もう一つフリーランス 69 ページでしたかね、フリーランスユニオンというのがありました。このフリーランスユニオンさんの定義というものを教えていただけたらなと思います。基本的に私ども IT 業界なんですけれども、フリーランスというのは割と自分たちでスペックを決めていくというのがあって、雇用されるという概念があまりないのですが、そこでこの最低賃金と出されてしまうと、ちょっと意味が私は理解できなかったもので、このフリーランスユニオンの定義を教えていただけたらありがたいなと思います。今日じゃなくても結構です。以上です。

○中山会長

どうですか。今答えられるのは。

○平井賃金課長

ええとですね、組合の関係なんですけれども、愛労連さんが一番意見書を出されている中で大きな組合さんのあるところで、人数のほうはまた確認しまして、また愛労連さんのそのあたりを確認しましてお答えいたします。

○堀江委員

すべての組合さん、愛労連さんだけじゃなくって、というのはですね、一人の意見だから聞かない、たくさん意見だから聞くということでは全然ないんですけども、愛知県の中で働いている 117 万という数字が出ていたじゃないですか。そこに対する組合の方々がどのくらいの人数なのかなというのを意識しないとやっぱりちょっとおかしい話になってしまうと思って。

はいお願いいたします。

○平井賃金課長

確認させていただきたいと思います。

それと合わせてフリーランスユニオンさん、定義のほうもですね、ちょっと今ここでは、お答えしにくいものですから、また改めて確認させていただいて、お答えさせていただきたいと思います。

○堀江委員

よろしくお願いします。

○中山委員

他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

先程説明がありました意見書の中にですね、意見陳述の申し出がありましたので、当審議会での意見聴取の実施について、これから御意見を伺いたいと思います。

まず労働者代表委員のほうから伺いたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○寺田委員

委員の寺田です。よろしくをお願いいたします。

事務局から御説明のあった意見書につきましては、事前に私どもも目を通させていただきました。

た。その内容は今般の急激な物価高騰の中で、最低賃金近傍で働く者の生活は非常に厳しさを増しているという状況でありまして、今こそ最低賃金の大幅な引上げを求める御意見だと受け止めております。

7月4日の本審でも、私どもがお話してきた基本的な考えも提示させていただきましたけれども、この内容と、頂いた意見書も大きな方向性は同様だと考えておりますので、改めての意見陳述は予定しておりません。今回の提出された意見書の内容も踏まえてしっかりと今後の審議に臨みたいと考えております。以上になります。

○中山会長

はい、ありがとうございます。続きまして使用者代表委員の方おねがいたします。

○梶原委員

はい、私のほうから、意見陳述ですけれども、今回の意見書は労側の方から47件いただいております。そして使用者側の方からは一件も出ていないというような状況でございますけれども、私ども経営者協会の会員でございます。経営者、もしくは人事担当者、地域であったり、業種別であったり、4月から6月にかけて今年の賃上げの状態、経営の状態、サプライチェーンの問題、いろんなかたちでヒヤリングをしているというようなことでありますので、そういったところで頂いた意見を踏まえてこの審議に臨んでおります。

また、労働側の意見につきましてもこの意見陳述の意見書を拝見しておりますので、そういったものを踏まえてこの議論全体というふうに思っておりますので、改めての意見陳述は予定していないということで考えています。以上です。

○中山会長

はい、ありがとうございます。今意見聴取の実施につきまして労働者側、使用者側双方から御意見を伺いました。

その結果意見聴取までは行う必要がないのではないかという意見をいただきましたので、この審議会といたしましては、この47所から提出されました意見書の趣旨を十分に踏まえ審議を行うということで、今回は意見聴取までは行わないということにしたいと思っておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

○中山会長



はい、それでは今年度は、審議会では、意見聴取は行わないということにいたします。  
議題（3）その他ですけれども、委員の皆様、何か議事がありますでしょうか。

（ 特になし ）

○中山会長

特に無いようですので、本日は議事進行に御協力いただき、ありがとうございました。

なお、改正額の審議については、専門部会に付託しており、審議も始まっております。

今後、十分な審議を行い、答申をしたいと思っております。

事務局から次回の審議会の日程、会場を説明してください。

○鈴木主任賃金指導官

次回、第 516 回最低賃金審議会は、8 月 5 日（月）午前 10 時から、名古屋合同庁舎第 2 号館 3 階共用大会議室において開催させていただきますのでよろしく御参加の方お願いいたします。以上です。

○中山会長

以上を持ちまして本日の議事は終了となります。

皆様、お疲れさまでした。

(令和 6 年 7 月 26 日)第 515 回愛知地方最低賃金審議会 議事録